

出羽國風土記卷之七

聖岳使禱文抄





出羽国風土記卷之七

飛騨 刑部の飛騨
つるぎの飛騨

大工 小工
小工 小神湯

薬師 月座明神 外浦親音 武明神 文殊堂

後湯

学校 釋奠 二郡の札所

耕作 二郡産物附録

石標

K290
S:

出羽國風土記卷之七
延宝年中迄飽海郡より属凡その後田川郡と
東西ハ横より一丁一丁物浦村浦村法林村
として三丁村あり郡敷合百六十丁朝崎中田
畑僅あり水田ハ福又百列より三丁海藻乾
菓の類を以て夏月在方ハノ賣入秋代米
を集めて年中の飯料とを記し是より役人
を渡至塩火口菓類その他年貢とを記す

出羽國風土記卷之七

一飛寫



延宝年中迄飽海郡より属凡その後田川郡と
東西ハ横より一丁一丁物浦村浦村法林村
として三丁村あり郡敷合百六十丁朝崎中田
畑僅あり水田ハ福又百列より三丁海藻乾
菓の類を以て夏月在方ハノ賣入秋代米
を集めて年中の飯料とを記し是より役人
を渡至塩火口菓類その他年貢とを記す

あり渡海の使よきハ吹浦を舟一と一酒田
加茂浦を次とよと伝正名西考に出羽の名所
の月刑の碇といふありてその詳あるは或後
境より奥州境まで出羽の漢名にけ名あり或
記曰昔も海山の成美の鵜形刻きて海中に
入是をとりれの碇といふ今飛碇と稱する是
なりも海山御海は向ひ海中の碇岐を顧る
六帖よよこ人不知

一飛碇
ふもきとよめるとたぬをいして羽ち。
つる後の碇の碇一とおゆを

とありといは碇こと云く伝正按さるるに海山
に登りて飛碇を望めば山の成美裂窠りの
碇を重むらぶと一古人の話お當にを一六
帖の歌の公引れても程公はとりれさつる後
の名あれむよやいあり一飛碇此外に出羽
よ属さる碇なり一は説実よ的當し似たりと
云くも海山の成美の鵜形刻きてと云傳傳る
ハ貞觀年中山工の焼くも舟の事一記に
山上、險山危嶺從巖忽崩烈與燼焰俱飛
一入海中成一寫即今飛嶋是也云く

浦村にあり神祇園神子として烏帽子を忌
 を忌粗巧として腰より下は袴又粗なり
 風神子として級長は色衣云傳へり板風神を
 大文と稱すも例神社啓蒙二十二社に神
 廣濃社所撰の内又南都名所記あり見へ
 たり宝永に年吹浦村の神を 公義へ
 上より書付の内大物忌神社ハ又穀の靈神
 として倉福龜命小物忌神社ハ風神級長津
 彦命として飽海郡の内龜橋に此社をたと上

一ハ別大文の事ニ林大寺類後梨木桂齋
 翁も小物忌神社を風神といふ事大物忌小
 物忌縁起に見へり元文年中吹浦村の社
 家古家大文神事木の事子細ありて吉田
 海へ江進と云命の秋吹浦村の風神を没
 所へ召れて小物忌神社此社を没の地此有
 元統龜橋を以て此社を没の地といふ大文の
 社家ハ龜橋日吉社日新後家の支配下
 あり先年大文建立の附日吉先社日新後
 清といふもの栴札を書大文小物忌神級

長らく逸余と記を志く年從 公義社号を
神号の附海上なりがり也(一)は亦用急よ難辨
神号以上の事日吉今社日清次に(清)カカ
作付物を清次神祇未熟よして大宮の神
号を大神と少儀大神といハ大社の末社
なり本社の号を奉じさる事歎げ憶より
其後清次大宮の社人渡海を一時破の神社
を破て清り書し棟札亦よ大宮小物神社と
少哉より事亦始て志るとし(一)我非を歎ふ
て每彼所へ(志)を奉じ(一)大宮の社

又神号の廢盡ん事を歎により其後社号
旧号の事每神号ありけりを奉じよして
大神宮の旧号小物神社といふ物よ御浦
村系福院系且亦(一)心隔き人ありて彼
村系浦の親書を小物神社と志(一)この心
あり彼亦して曰大神といふ小物神社といふ
旧号ありバ御浦村の大神といふも同小物
神社といふ(一)舊号あり(一)物を浦村大神
といふに旧号を稱し御浦村大神といふ旧号
を少上ざり大なる僻事之向後大宮の社

人首（法新言亦をこの處に法本村の社家
何系を五立傳とんと一回一内詳を大文社
最後世の便を失ちん事を患て儼一心を
持一小物為神といへる法按なられハ大神言
子旧号なりと法次と連判の書ありて彼
兩（出を法り出づる指礼或大文と神号を
法按てちまらる。懺亦をいりて志傳も小
や款一と事之は外法中に小物為神社と
いふ所多あり刑書に記し傳れば略之是
非ハ後。上沙孔明ありとれむ下として

根よ武社の法を定むべきことありあはむ祝
詞石指石亦の事ハ大社考に記し傳れば累
之當傳の西よをりて迎離れとる小物あり
或人をりこといふハ小物為神の略後なりと
い（凡今もふに近遠の説もや西一向着靈
窟あり内外詳一と巖石なり郭に蛇の尾
あり其金を以て刻する目爰を見るがごとし
釵先亦の暉耀人ユ一出づる物ありあはむに
岩の面よ自然と生一とる物なり俗言を
僕妻集加羅ふ物といふ窟中ハ色色ありて日

あしを照らす時不畫工の又新新を教むに若く
一英を一石がぶと一奥に踏石ハ菊
名石よ似て青黄赤の紙色を更一其紙就蛇
の匍匐もるがぶと一果は岩穴あり上より
清水僅よ滴する心年年に洗七古俗是を也
洗といふ形本石よ似て瑠璃を彫てあしを
隠るが如く窟中の奇あ妙凡人の筆よ及
ぶきにあしに予案もるに貞觀年中を海山
上より海はよ流出一犬蛇の石よ化一
ををりこといふ云来り一や邪代書よ龍

とをりこと訓を或説よ龍ハ就蛇の形なり
とあり一乃系集に吾国之於可矣尔言而
今落習之推之彼所尔塵家哉といふ歌者
古系夫人天皇仙曰わることハ蛇龍をいふ也後
は孝和歌なり
函凡古祀令汲泉水有蛇チカヒ龍ニ箇ニ謂ニ於ニ云々常陸
風土記曰新沼郡驛家名曰大神所以然
稱者大蛇多在因名驛家云々歌の心を記
一ハハ龍無きハれを思ふとぬ就蛇の石とゆし
事矣玉もも有りハハハハハ貝系好古ハ懐文
中紀ハ帆柱石を記すハれ一系に室生石

化一老樹の石に化一魚蛇蝦蟹皆よく石
よなり貞婦の石と名一車お群虫よ載る
西郷少(き)にあつんと有り

一薬師神社 又月座明神在秘を

勝浦村小あり多神古列破崎の勅使と名
信薬師とい(む)信家の薬師仏とたゆ(り)ひ
程あり薬師ハ醫家の名あり日本書紀よも
薬師惠日を大唐(遣)とい(り)半有り又續日
本紀二十(一)書天平宝字二年薬師に二月
己巳内薬司佑兼山出雲国負外掾正六位

上難波薬師奈良等一十一人言奈良等
遠祖德来高廉人婦百濟国昔泊瀬朝倉
朝廷詔百濟国訪求才人爰以德来貢進
聖朝德来五世孫惠日(口) 小治田
朝廷御世被遣大唐学得醫術因号薬師
遂以為姓云々是亦の文義を以て佛家の
薬師と混(ま)すべ(り)とす

当社に竊口あり銘曰奉納龜鶴所久海之
郡薬師室有延宝七己未八月八日禱拘師
銘是三日所依是日邦志(志)の承勝字を共

於本處よりなるもの当村院中とありけり古飽
海郡より属しし院授是なり末社より大神
之あり二社共に浦村大文の社是を守
護す

一外浦親音 武内浦ともいふ

海邊よりあり古上音配より多ありもの親音を
證し望て出配せしに忽ち強風より何れ破
壊を其刻仏像海庭より入しに年を経り別
當面福院 高云宗より高し海田院若年下なり古より 若中
に海原より雲光を以る聖日被雨より親音を

拾はしり別被堂に安んじ古栴札より南に
明神とありとを古の神社よりして親音ハ本
地仏と習合志しし所もや古僧是を小相忌
神社なりとい(た古より云傳)し事ハ
あはれと云々年より強ていをさる人もあり
もや

一文殊堂

法本村よりあり當村の社是を守護すと云々
年神号神君の時日吉社日法次當文殊堂
を大神と云と一割り護人浦村社是と云護

一渡碇

西史を以て見ゆに上古ハ城邑ヲ屬シ後ニ出羽
 屬シ日本書紀三十八代 齊明天皇
 六年春三月遣阿倍臣名闕率船師二百艘
 伐肅慎國阿倍臣以陸奥蝦夷令乘已船
 到大河側於是渡嶋蝦夷一千餘屯聚海
 畔向河而營々中二人進而急呼曰肅慎
 船師多來將殺我等之故願欲濟河而仕
 官矣阿倍臣遣船喚至兩箇蝦夷問賊隱

所與其船數兩箇蝦夷使指隱所曰船二
 十餘艘即遣使喚而不肯來阿倍臣乃積
 絲帛兵鐵等子リコノ子於海畔而令貪嗜肅慎乃陳
 船師繫羽於木舉而為旗齊掉近來停於
 淺處從一船裏出二老翁迴行熟視所積
 絲帛等物使換著草ヒトハキヌヲ袂各提布一端乘船
 還去俄而老翁更來脫置換衫并置提布
 乘船而退阿倍臣遣數船使喚不肯來復
 於弊賂弁ハヒ竄食頃乞和遂不肯聽弊賂弁度
 據已柵戟于時能登臣馬身龍為敵被殺

猶戰未倦之間賊被殺已妻子云々同紀
四十一代 持統天皇十年甲寅越度寫
蝦夷伊奈理武志與肅慎志良守穀草賜
錦袍袴緹紐絕斧等云々

續日本紀七曰養老四年春正月丙子遣
渡寫津司從七位上諸君鞍男等六人於
靺鞨國觀其風俗云々契州壺石碑に多賀
城西去靺鞨國界三千里とあり

日本逸史十五卷曰延曆二十一年六月
辛亥太政官符禁斷私交易狄土物事右

被_レ右大臣宣_テ偁渡島狄等來朝之日所貢
方物例以_レ雜皮而王臣諸家競買好皮所
殘惡物以擬進官仍先下符禁制已久而
出羽國司寬縱曾不遵奉為吏之道豈合
如此自今以嚴加禁斷如違此例必處重
科事緣勅語不得重犯類聚三代格同十八曰弘
仁元年冬十月陸奧國言渡寫狄二百餘
人來著部下氣仙郡非當國所管令之婦
去狄等云時是寒節海路難越願候來春
欲歸本鄉者許之畱住之間宜給衣糧九十

三代實錄二十七卷貞觀十七年十一月十六日乙未出羽國言渡島荒狄反叛水軍八十艘殺畧秋田飽海兩郡百姓二十一人勅牧宰討平之云々

同三十四卷元慶二年七月十四日先是出羽國司言去元慶元年穀稼多損調庸不備二年夷虜反叛國內騷擾義從俘囚及諸郡囚夷并渡島狄等或疲於倣戎或慕化遠來開用不動穀三千二百三十七斛五斗以充

大饗同九月四日丙申出羽國飛驒奏闕史五日丁酉勅符出羽國司曰得八月二十三日奏狀具知消息アルカクナリ初所以遣春風等發精兵者為赴彼國之急而今來奏以為賊氣已衰官軍思舊重之迎軍運糧為煩亦細ト因茲論之春風等之前却在彼國之強弱再量勢施斗不得遠度若當國之力足以制賊者移告而返之不可必近引且津輕渡島俘囚等所請之事以夷擊夷古之上計但野心難馴動靜易變偶生他意後恐難制宜量事勢隨便進

止至干饗會秋倅非事之意者也若弥盡賊徒勞賜不晚今舉城燒亡無處會聚但拔有功加其賞賜足以勸勵我士何必大饗更致騷動乎且其殺獲生禽頗知破賊弥以勉勵速成大功列書頻奏驛使屢勞施平寇之策莫以進引歲月云々

同三十五元慶三年正月十一日奈下渡島夷首百三人率種類三千人詣秋田城云々

小寺伝正之代文禄二十七年卷貞親十七年大の条下を引て渡嶋といふは飛騨守をいふ

子や未考云々梅止るに日本書紀下渡嶋蝦夷一子解とありを見ればけつ飛嶋の事ありありと上右より今ハ部解も多りありれ在百六十余朝にまをた延喜三年の人別帳を見れば男女老幼在に八百八十九人あり子解のまをまを(と解ありあり又弊略并略ハ度略し別とあり飛嶋より中墨余をわけて小祚の略あれは僅の略よて柵を建てて殿あり(と夜の略ありあり小祚のまをわけて山崎二ツ三ツあり徳多女むす)

垂て巖の肩をうらむを名取家に見へ傳る鶴
鳴をといひあも小島の内はあやもや同記は
城の渡鶴とありふ出羽の西尾年丸川浦はあ
む越後ふは屬しこも附なればさもある
さ事なり又日本造史は渡鶴秋木來朝之
日所貢方物例に雜皮とあり是飛鶴くありあ
りさとの院文なり飛鶴は昔より奥羽海濱
を貢として昔は鶴歟なり又同記は渡鶴
秋二百余人來著部下氣仙郡とあり飛鶴
より吹浦との海上九里あり又加茂へ十五

里ありて冬中も順風のあふなる渡海
あり西海より遠の海濱を経て東海の陸奥
よむりへさやよはこ子細ありて彼はへ
たむた陸奥より出羽へ立寄らん事隣玉を
まは警言中よりたそ冠義へもへさ事あり
あむむ又三代実録に見へ傳るこく八十
被の衣冠を出さへさちと産さ鶴ありあ
に元慶二年北条下に渡鶴秋木或飛鶴倣戒
或慕化を來とあれむ玉中の鶴ありあむ
同元慶三年正月十一日の条下に夷首る二人

種類三子人といふ文義を見れば渡鴨といふ
ハ大鴨よりして飛鴨と云ふの小鴨よりあ
むる予竊に案するに渡鴨といふハ今の松
などよみて古ハけふは屬しるもや持統紀
十年甲寅の条下を考れば肅愷ハをり
がも鴨もや山海經の羽小肅愷國去遼東
三千餘里穴居無衣衣猪皮冬以膏塗體
厚數分用却風寒其人皆工射弓長四尺
勁彊箭以楛爲之長尺五寸石青爲鏑云々
又漢事始を見るに樂臺の鬼谷子の注

肅愷國ハ周公及子遂人事を考れて括
荀車を傳りて是を送りあふとあり又一説
ハ越裳氏をアハセと訓を則肅愷やとも
あり吳稱日本傳一卷論衡卷八儒增篇曰
周時天下太平越裳獻白雉倭人貢凶七州
云々五代一説ハ肅愷ハ北方の國にして
韃靼の國なりとあり後説を更考るに渡鴨
ハ今の松ありて肅愷ハ蝦夷地の内は者
もや當否の人夏月高の爲り蝦夷地ハ新
羅地の風俗を變に山海經の祀方おとく

弓を射り事云々と云々重皇本紀を見たり
崇峻天皇四年の条に獲服發頻放毒箭
矣中此箭者雖得小疵乍痛骨死とあり
松前蝦夷毒箭を射り今ハ附子矢と云
本朝文粹延暦十一年云々見十二ノ条の中に
東方平肅愷とあり方角五代一説と觀
觀

一學校

延喜式二十五卷出羽國正統の条下ニ國
學生食料二千束と云々學校ハ正統の内に

ありりるまや今正統の人名一日本書紀
履中天皇四年秋八月成成始於諸國置
國史記言事達四方志云々史ハ説文曰治
久者也謂吏之治久心主於一故從一風
俗通曰史者治也當先自正然後正人字
室曰執法之人也云々魏の如く文下村
といふあり大古は史を執りて學校を建てる
まや古ハ國府出羽郡の因なれば史官をこ
に委ては日命を文書よ記して書下
傳り而して文下村といふまや亦はフの

物授よーしてフこの下畧々之は出の上畧よ
して下の字をタニとよ甫をうらハ畧訓九
リヤ(まじりや)

本朝学原曰治国之道賢能為源得賢之
方学校為本是以古者明王必設庠序以
教德義習經藝而叙彝倫所以尊道而勸
士也皇朝之立学校始於天智天皇矣
又曰諸国有学校田及勸学田云々下畧治
玉の及ぶる事をいふの語延暦十一年志見
十二条の中に見へり

一釋奠

延喜式二十五卷曰凡諸国春秋釋奠先
聖先師二座別米二舛酒二舛脯一斤直一
一斤並直稻雜腊一舛直五雜菓子一斤直一
燈油五合幣縮一丈八尺國司以下学生
以上別米酒各一舛脯直五各五兩雜腊五
合明衣布衿四領別一丈布袴四腰別五尺食
單一牧十牧別三尺八寸其明衣以下破穢乃摸
云々学原曰釋奠者先王所以奉聖欽賢崇
師重道之大典也云々又曰凡諸国春秋釋

奠先聖先師二座云々先聖といふ宣王孔子の謚
先師といふ顔子の事之大學案よは二座の外
從祀九座也閔子騫冉伯牛仲弓冉有季
路宰我子貢子游子夏又曰 清和天皇
貞觀二年依播磨国博士和通部臣宅繼
申請新修釋奠式頒下七道諸国凡二月
八月上丁進三牲 大麻小麻猪各一頭加五藏 及免若在祈
年春日大原野園韓神等祭之前及與祭
日相當停供三牲等代之以奠其奠麋麋
之類鮮潔者此式條之所定也當 後三

條院行善政夢先聖告曰釋奠之日
天照大神降于廟庭宣林小牲獸自茲不供
獸云々應仁年中云礼の氏系初を始法は
の学校後果一と云を学ぶ所に彝倫といふは
又倫の事之又倫の月父子の及を重とに重
義先哲曰父子天性之親父生而有之愛而
教之子奉以兼之孝以養之云々孝ハ百行
の源なり續日本紀二十卷曰古者治民安
国必以孝理百行之本莫先於茲宣令天
下家藏孝經一本精勤誦習倍加發百姓

間有^テ孝行通人卿閭欽仰者^モ宣令^ニ所由之
長官具^ニ以名薦^ス云々^ト孝經曰生事^テ愛敬^シ死
事^テ哀戚^ス云々^ト哀戚とい^ハ追念痛切をい^ハ喪^ト
矣^ハ此の法あり日本^ノの法あり矣^ハ此の法あり^ハ三年
の喪あり日本^ノの法あり^ハ期月^ノの喪あり^ハ期月とい^ハ
十三月をい^ハ長^ニ短あり^ハ風土によりて定め
あふとを^モ本朝^ノ朔月^ノの内始^メ又十日を^モ忘^ルと云
又^モ恙^ニ云々^ト唯^ニた^ニい^ハく^ニ君^ノを^モ仕^メの^ノ身^ヲも^テも
いと^モ悔^ミを^モあ^リり^シて^モ哀戚^止れ^バち^ナり^ト在^ル年^大
唐^ノ唐^ノの^ノ内^ノ材^ノ役^ノ人^ホ父母^ノの^ノ為^メに^モ喪^止る^ト付

死日より一七日を^モ經^ルぬ^レを^モ類^ノ月^代を^モ判^ス
公^役に^モ宛^テ和^漢の^ノ法^令を^モ禮^ノ事^ノ歎^リ一^とさ
事^ナり^トあ^リ太平^記三^卷唐^馬脚^海仲^志後^取云^々
糸^下に^モ柳^川より^モ冠^紳至^リ來^リて^モ今^朝辰^ノ
刻^ニ大^式公^親長^日筆^場の^ノ等^ノも^モ依^リん
又^モ老^年有^限六^十五^歳よ^テ病^死仕^事ぬ^レ依^之
當^ノ年^ノの^ノ云^々滴^哀淚^欲管^送喪^之間^一支^ト欲^ス
卦^戰場^者な^リ一^宰府^のお^邊の^ノお^邊令^告知^ス
作^とそ^りり^りあ^リ頗^然傷^{あり}ん^た大^將の^ノ
逝^去一^あめに^モ士^卒等^喪て^モ軍^をん^事納^ス

（り）とて別は佳者を副て人々の愁傷
を慰め鷺よ心喪を如仕き（り）（さ）のるを
を室いをされたりと云く軍役よ出たり人
くにさ（り）喪のありふ右の如く親殺の屋ハ
る君より又重く一村里の役人喪よ知り
て一人二人出初きんた何を公役の事（り）
なり（り）さや

一二郡札所の親音

一番羽黒山

二番荒沢

三番抜川

四番手向

此一行
の
心
の
行

五番漆川

六番漆津

七番東子屋

八番荒鍋

九番古関

十番南野

十一番廻館

十二番吉岡

十三番山寺

十四番土湫

十五番茗荷沢

十六番引地

十七番飛鳥

十八番生石

十九番蕨岡

二十番酒田

二十一番弓

二十二番猪子

二十三番播戸

二十四番大山

二十五番加茂

二十六番鶴岡

二十七番田川

二十八番井岡

二十九番鶴岡

三十番高寺

三十一番板井川

三十二番大綱

三十三番金峯

古ハ郡中に札所の親善といふちなりしとを
正徳五年乙未八月羽黒山空照院落り是
根所福泉院等祭祀人として鶴岡松山両
の所人六人鶴村為傳村の百姓二人を以て
ひ二郡に三十三所の札所を定め一年を以て

奉納をその祠を新新しして子亦兼木の邊
一笑まゝに堪へり壬午郡中の男女管を
を以てし菩提の爲として巡詣せりとの事
今羽黒権現と稱せりハ武内の神より事
西波神社是なり純を親善と稱せり事不
法の事なり能多社ハ事代主命なり寺家
神ハ本地を以て親善とせし今の親善寺是
なり純を以て本社を以て親善とし所
部を以て款を書舟神前に然るに傳り
交事なり云々又権現寺あり奉禮は月

八日親者とまらふふ當の事なり好事れし
の由來て昔祢を以て仏とまらふ大なる徳
なり

一耕作

二郡の耕作畑ハ十割二三よして餘ハ皆田
地なり鶴ヶ島より飽海郡松依々の果まで
十里程の田廣くつる平地よして皆多田
なり鶴ヶ島より三波村の隈まで又二三里
の田是又平地よして皆田地用多鶴ヶ島
流きてあこの田を愛がむと一畑ハ田川郡

よふふ川系平田たこのは余自堤無屋芝郡
ホよ多一又山にありつるホよふ山畑あれ
た古熟して実をほり事少一飽海郡よふ
大畑砂城小吉本大所^{以上}平田之丁目川系^{在たま}
ホよあり山ホよふ山畑あり二郡たよ畑を
細く法を種よして実をほり事し他は
およむらとつる又田を耕さし他はの田より
ハ法種りつるを茵を入り事し一二度つる
を種た年をほり事少つるぬふ田多つる
とを女麻院浦多傍吹浦ホハ田地少く

畑を専一とせらるる也(一)は耕作も精く菌も
他亦より一倍なりとい(一)た畑よりして去地
忽變り也(一)一其をば半も他亦よりあよむ
ず

一年に畑を墾して田とせらるるもの多し按るるに
可しあり(一)可しあり(一)可しあり(一)可しあり(一)可しあり(一)
七し是靈應元年条曰今諸国百姓未盡
疫術唯趣水沃之種不知陸田之利或遭
涝旱更無餘穀秋稼若罷多致饑饉此乃
非唯百姓懈固由国司不存教導宜令百

姓兼種麥禾男夫一人二段凡粟之為物
支久不敗於諸穀中最是精好宜以此狀
遍告天下盡力耕種莫失時候自餘雜穀
任力課之若有百姓輸粟轉稻者聽之云々
氏の上よ立人かゝり又節を考合て飢饉を
救ふるに氏よあるあり(一)是事よや
一 水田を耕せよ一丈よ子刈を宛楸の二重サに
百目位あり六百目位を限と柄のすのみ他
はより斜之一丈一日よ百刈を耕せ田川郡
ハ耕しなう(一)田を墾他海郡ハ先田を墾

後ニ耕さあ〜田ハ畔をぬ〜む山方まで切。
畝長サ一丈余柄三丈程あり種子をりきふ
ハ百刈よ七八米或ハ米位或ハ米位土地の若
きよりして〜同あり耕他のため一丈を枹
ゆり一歳の餘米私領ハ三表を言るとハ稲
を挽ふハ男は十二束女は十束を宛て
その日の内に米とハ籾とさる〜ハ男に二十
束女は五束あり一年に休日百日は及ぶ
沙料ハ一丈の餘米又表を言ると一之表二表
半この人あり稲を挽ふハ男女一人は付一

日は米表上と定めて束は定め有〜籾と
さる〜は男女一人に二十束を定るとハ年
中の休日沙料あり籾十日〜一〜熟る
沙料地ハ百姓の風俗を以てに熟る後
其外も民の習ふよ〜ハ年々見〜傳れた
ハ私領の古〜と〜新民ハ〜土地産の多
〜ハ〜又ハ稲ハ熟たのち〜由〜上
よ〜人〜

一 田川郡産物

民田米 領主の飯料
を由と

三斗米大麥

一丈
一行
北
北

高田麦小麦

砂川小豆

高木目稗

白井荏

清水苜蓿

小稻苗

令谷桃仁

葉分山水糖

仙人汉黄柏

恙川谷地黄連 又并谷

稻川大豆

田沃粟

高稻苜蓿

砂沃烟片

温海山苜蓿

木候獨活

恙磅人参

月山毛石

仙后桔梗

恙稻瞿麦

七匠淫寐胡

桑田村桑白皮

大高砥石回硯

松沃鋤卷

高坂莖 又押切

山添其元

温海楊枝

大升木地

大山稻

葛那屋炭

高統彩田地黄

鬼坂研

砂城箕

大烟白

小玉志餘

小玉鯉

三濃麻糸

茗荷濃笠 又押切

八人木 中江名川我中山岩
杉引より出

塩木 八苦和山 鹽海嶽
岩川ありし

刻木 糞巻 後田大洞
岩川 中山ありし

馬渡鼻曲鞋

淡中鞋

津良鯨 は村子寄居
くまや

小鰐鱚

大波後大莫

客人堰新喉

寺田鰐

系田堰苔鱚

栄 之流 中山坂下

荳押切 廣那ありし

柳子倒鰐

加茂小鰐 又鯨 又子持鯨
又篠小鰐

湯之淡鯨沙莫

系海鰐

新堰新

田川石首莫

于安川冰莫

小岩川年莫

小中川柳鰐 鮑ありし

文下川鰐

為田川鰐

大小堤海老 秋月磯釣の
餌に賣れし

賣の残を

善祥菜螺

大岩川鰐

氣子莫鮑毫丁

金沢蟹斗 古ハ蟹斗を出
し今ハありし

卷谷坂橋海苔 又橋坂

温海海苔

津産海苔

松子着和布

枚木山石蔓藻

甲岩鵝冠苔

堅苔沢海苔

乾昆布 昔ハありし
今ハありし

明石海雲

子沢神了藻

今泉平俵

西小挽栗

麴坂野苧

任吉坂露多子

东小胡桃

新小苔实

天祁堂志系瓜

后然西瓜

高烟瓜

吉祥寺白蒲萄

八乙女岩海杏

入田川梅干

福里岸枳

中目李

漆系枳

禅院寺村梨子

驹木姥鞍瓜

新堀林橘

砂小溪茄子

砂谷木通

温海芒

一履蒜

面小胡葱

石小玉加木

石小玉加木

陽尾芥

板井川獨活

松根葛菜

福荷菜

我良林大角豆

清水大根

大宝寺根原

小石十川小棉皮古俗

関根狗脊

后沃天藜

长院苦苣

上野蕨

六十里山滑草

月小嶽苔

后系藜

弱木落

苗津胡瓜

彩海莖立

荊管目牛扇

柳浓蟹栗

那回茄子

苺系藍

正六本冬瓜

八日所為本條

南所凝海藻

卯海茄子 又由吉本共

細谷古筆

青山吉菜

慈候昔

片莖里芋 芋

堂取蓼 蓼

古壘菊 菊

留掉庵百合草 留掉庵

恙所燒餅 恙

十日所為菊 菊 同楚 同

雨月所夏腐

手向電 毛引糸に電條
とひふは是なり

全掌糰

三濃范賣

大山酒

羽川饅

塔城五云雀

万福寺前蝙蝠

長崎君鴨

余目吉鴨

猿屋後取

二屋笹巻

海濱賣菜

小鯛本栲餅

堀城酒

横山一歩糖

万手吉鷄

七夜鷄

西沼小鴨

曲崎香

大串田雀

媪懐鴨

丸墨鴨

黒赤山鹿茸

要り出羽の名は西より
東より

金峯鹿茸

片貝鱉

大山細茸

相尾弱茸

般若寺小強茸

嶺谷地麴

平沢山山茸

熊出小強瑠

手向鹿茸 熊出小強といふ所
あり古書に記す

大岩茸

葦津雜子

赤坂麴

極谷地麴

砂山根

日本國瓶 今ハ付村カ

百官塚麴

三夷狸

金山猪

十五峠貉

大津草麻

鴉倉鹿

関川麻

義沃鹿

清川山猿

田代山貂

延壽式才十又之巻法正年料依進系下に

熊皮二十張出羽國交易とあり同二十三

巻法正年料雜物出羽正零羊角十具と五

同交易雜物系下に出羽正熊皮二十張麻

革麻皮獨杆皮獨杆の事數隨時とあり同三
十卷徳正貞を菓子系下出羽は其等實載
本とあり同二十七卷典藥系下に出羽は二
程耳羊子介鈴羊角は十果とあり出羽は
田川郡の先名ありて後よ玉号とあり
故に延喜式に載せり所の産物を出羽の下
に記す

一 名木

所田川 古子榎
少連 方村 海棠

同 天神 梅
龍藏 檜 硯 银杏

一 名木
くわん

後沃 拿松
大日坊 連 理 榎
立谷 沃 榎
同阿久 古 多 古 松
狐所 深 木
管法 寺 松

徑連 寺 七 五 之 榎 榎
玉川 寺 紫 雲 松 榎
羽 呂 坂 松
湍 川 山 栝
龍 山 嶽 松

一 飽海郡産物

在 左 粳
下 尚 蕎 麥
浦 邊 胡 麻

生 石 黍

浦 邊 大 麥

吹浦の古麻村
と在浦邊といふ

花名紫蘇

青椽防風

吹浦齒輝

那山忍冬草

浦五紅花 又稱後河系

多海人參 同海子口硫黃

飛鴻艾葉

松山茯苓

橫根山燧針

酒田油紙 他處へ交出毛吹 葉に裁き白毛之

親善寺虎班竹 又川山

女麻山根曲竹

市川海竹 同女麻

興 吾休丈名竹

親善寺白

坂本袈裟 又親善寺 板沢

岩禪寺樓

市川箕

親善寺繻疋

意濃饅

平田山炭

相沢山炭

吹浦實木 同山莖

塩木 中俣・由俣・市南・坂本 あり出

飛鴻砥 同箕 箕

淡菘 箕 十里塚白木出止

酒田花文燭

酒田川鞋

神浦忘貝 同蛤

岩禪寺靴 又福山 岩下之靴とあり

吹浦疋解虫

五溪繻

浦五蛸

吹浦筋 同筋 又君貝

飛鴻八天鞘 同烏絨切

也同大吳鉏 同鷄 同壇 大口吳

箕滿川絨

酒田解巢 ヤツメウナギ

神浦海松

古ハありー一子ヤ一熟也よ一今ハ一

同和布

熟也の初布に足ハ付れた今ハ一子ヤ一熟也よ一今ハ一

浦色陸整

吹浦海苔同和布

熟也和布同和布同海雲同海苔

吹浦海苔

三崎岩海苔

吹浦海苔紐

女麻海髮

在左山極実

吉出河系菓菜

中崎瓜 又丸子

善濃山権

下崎李

松島寺権

粉渡川系瓜

坂崎西瓜

永泉寺柚

浦色笋

丸子篠竹子

小湊薤

全生沃松茸

刈屋半房

大所大根

三ヶ所日改村夕良

天照寺荔枝

高野溪江産大豆

田能寺胡葡萄

安田茗荷

三崎山天蓼 又川芋

飛騨萱草漬

女麻山蕨 又人參

津川山獨活

浦色茶

酒田彩酒

松山馬麻魚興

酒田麩

浦五塩

子溪塩

上梅多々屋（十）里塚
を五塩といふ

淡五斗

吹浦山藤回松回巻

山（十）舊待小屋といふ所あり古（十）巻の段を待し一と云え
和辛牛（十）黄巻を云て行きて上より飲まざる
ありに抄執の由状ありその文より黄巻一巻を抄執といふ
程酒井雅崇（十）述考（十）十一月家康御判酒井三右衛門
との一とありは抄執村役人ゆかりよりされを代と云持し
りるに壬午抄盡而役人より作てりといふれり

一名木

麻呂大板

平田の山
中にあり

大槻

今いかり一ヶ村の多し

永泉寺柚大木回松就松（壬午）

徳光寺七色栂

喜多寺産福栂

子田櫨木

子田柳

今いかり地多し

神浦松

新出に足（八）傳れ九
今いかり

子海嶽松

新出の附松を
子田にて登り山乃

石楠花

以上は回し形しを衣指を裁り
是を小襦の字に垂け本あれ八日の

一名日ん（十）といふ
一名日ん（十）といふ

劍積寺躰（十）

吹浦社地

俗王千の本といふ大和布（十）に委りられ
畧に淡利大賢一記に付を委りられ

葉緑剣也そ徳威（十）如判といふい冬青をりて書し百回
指いかり本大概指れて今い僅あり

回池松

一石灘

吹浦村の色多雨疾雷の時虚元より降る

去人是を神軍といふ降矢鴈侯柳（十）外

そ外危くの取あり田川郡井島山又飯表

山由は往く降る事あれとも吹浦よもよ
むに續日本記承和六七年の条下に石碓
の事を載せて大和志天祚の威稜を記す
古人祚軍といふ事を云傳へるも扱ふを
よふあゝん又三代天皇元慶八年の条下
に同仁和元年の条下同二年此条下も
石碓の事を載せたり惟矣辨断は石碓の
事を辨して是れ本造化のものふり
を人これを傳へ置天皇を降さんやといふ
ハ云ふ事あり^奇事を見さるの論として
大なる謬なり

82838

出羽國山土真記卷之七
終

山形県立図書館



1-0324412-3

0
ソ